

インターネット上のヘイトスピーチの 解消に向けた取組について 川崎市提案

1 インターネット上の人権侵害の現状



インターネットが他者とのコミュニケーションツールとして普及する一方、誹謗中傷等のインターネット上の人権侵害が社会問題化している。

○違法・有害情報相談センター（総務省委託事業）への相談件数

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
5 1 9 8 件	5 4 0 7 件	6 3 2 9 件	5 7 4 5 件	<u>6 4 6 3 件</u>

○誹謗中傷ホットライン（セーファーインターネット協会）への連絡件数

2022年上半期	2022年下半期	2023年上半期	2023年下半期	2024年上半期
1 1 5 7 件	9 9 5 件	1 1 1 9 件	1 3 4 6 件	<u>1 5 1 4 件</u>

○人権擁護に関する世論調査（令和4年内閣府）

あなたが、日本における人権問題について、関心があるのはどのようなことですか

「インターネット上の誹謗中傷などの人権侵害」が第1位

インターネット上での誹謗中傷等の特徴

- 当初の投稿を引用して多数の投稿がなされることで、**被害が瞬時に拡大**
- 一度投稿されると、**完全に削除することが困難**
- **どこからでも投稿可能**なため、地方公共団体のみでは十分な対応ができない

1 インターネット上の人権侵害の現状

ヘイトスピーチについても、SNSや電子掲示板等のインターネット上で行なわれることが後を絶たず、**深刻な人権侵害に発展する事案も発生**している。

実際に行われたインターネット上のヘイトスピーチの投稿例

- ○○人は出て行け、○○人は帰れ、○○人は帰国しろ
- ○○人は殺せ、○○人は駆除しろ、火を付けろ
- 特定の国の出身者を、差別的な意味合いで昆虫や動物に例えるもの



2 国の取組



平成28年6月

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）を施行

- 基本理念、国及び地方公共団体の責務、相談体制の整備、教育の充実、啓発活動等の取組を定める（禁止規定や罰則はない。）

【国による主な取組】

- ポスターや啓発冊子の作成・配布、インターネットバナー広告の実施等各種の啓発活動を実施



法務省作成ポスター



法務省作成啓発冊子

3 地方公共団体の取組

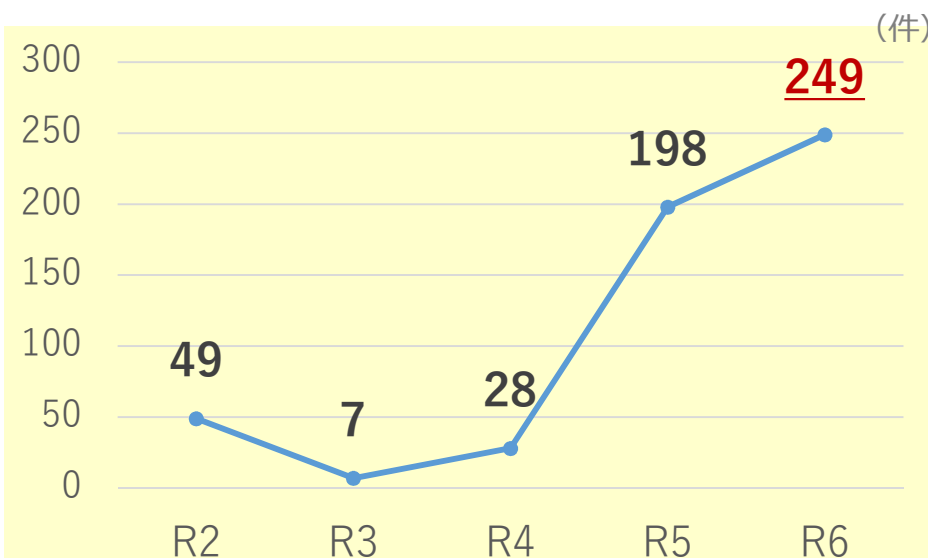


地方公共団体では、地域の実情に応じ、各々可能な範囲において、啓発活動の実施や、**インターネット上のヘイトスピーチの削除**といった取組を講じている。

【川崎市の取組】 川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年12月制定）市民からの申出やインターネットリサーチ等により把握した差別的投稿のうち、**特定の市民を対象にしたものであると明らかに認められ、その内容が、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するものについて、プロバイダ等の事業者へ削除要請を行い、その結果を公表している。**

➤ 事業者へ削除要請を行った投稿のうち、削除に至ったものの割合は**約 83%**

川崎市によるプロバイダ等への削除要請件数



国内の事業者については概ね速やかに対応がなされるが、**海外の事業者については対応が遅い**、あるいは**対応がなされない場合**が多い。



【ヘイト言わザル】
ネット動画でヘイトスピーチは
言わない！



【ヘイト書かザル】
ネットにヘイトスピーチは
書かない！



【ヘイト拡散せザル】
ネットでヘイトスピーチを
拡散しない！

川崎市作成啓発動画より抜粋

4 課題①



法律上取組に関する具体的な規定がなく、ヘイトスピーチの解釈も不明確であるため、インターネット上のヘイトスピーチの抑止や拡散の防止につながない

- ① インターネット上のヘイトスピーチの解消に向けて、法改正等の**制度整備が必要**
- ② **どのような言動が法律上のヘイトスピーチに該当するかを明確にする必要**
 - 地方公共団体に積極的に情報提供を行うことで、地方公共団体が地域の実情に応じて、よりの確かつ迅速に取組を進めることが可能となる
 - 国民の一部に生じている誤解を解消し、効果的な啓発活動を実施することが可能となる

【国による情報提供】

- 法律施行時の「参考情報」（法務省人権擁護局）
⇒法律の趣旨を踏まえた取組に関する基本的な考え方の提示
- 「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会取りまとめ」（商事法務研究会）
⇒有識者会議による論点の整理

4 課題②



国による現状把握が不十分で、地方公共団体が効果的な施策を講じられない

ヘイトスピーチ解消法では、地方公共団体がヘイトスピーチの解消に向けた施策を推進するに当たり、**必要な助言その他の措置を講ずることが国の責務**

- 地方自治体が施策を立案するに当たっては、現状把握・情報分析のためのデータが必要となるが、**全国的な調査が近年行われていない**。
- とりわけ、**インターネット上のヘイトスピーチに関して**、被害の実情、海外を含めた事業者の動向、国・地方公共団体の取組等、地方公共団体において施策を検討する際の基礎資料となり得る**全国的かつ詳細な実態調査が行われていない**。

【国が実施した調査】

- ヘイトスピーチに関する実態調査（平成28年3月）
国内のヘイトスピーチに関するデモの発生状況、発言内容の現状、これまでの推移等についての調査
- 外国人住民調査（平成29年6月）
在留外国人がどのような人権問題に直面しているのかを具体的に把握するために行われた調査

4 課題③



地方公共団体の取組には限界があり、法改正や制度の整備を含めた国による全国的な規模での施策が必要不可欠な状況

- ① インターネット上のヘイトスピーチは、**地方公共団体の区域と関係なく、あらゆる場所からSNSや電子掲示板等に投稿**される。
 - ヘイトスピーチ投稿を抑止し、被害を生まないためには啓発の強化が必要だが、投稿者は地方公共団体の区域とは関連がない場合が多く、有効な対策が困難
- ② インターネット上のプラットフォームを提供する事業者は**全国規模、世界規模で事業を展開してるため、地方公共団体による取組には自ずと限界**がある。
 - 事業者に対する削除要請には法律上の強制力がないため、特に海外の事業者については対応が遅い、あるいは対応がなされない場合が多い。
 - 削除要請を行う側、事業者の双方が、該当性の判断を迅速・円滑に行うために必要な、ヘイトスピーチ解消法の解釈や具体的な実例を踏まえた指針等が整備されていない。

5 国への要望事項



要望事項 1

インターネット上のヘイトスピーチの抑止や拡散の防止に向けた法改正、制度の整備等を行うこと

要望事項 2

インターネット上をはじめとしたヘイトスピーチに関する全国的かつ詳細な実態調査を実施すること

要望事項 3

インターネット上のヘイトスピーチの解消に向けた実効性のある啓発活動を実施すること